

京都市地域コミュニティ活性化に関する懇話会設置要綱

(設置)

第1条 地域コミュニティ活性化に向けた方策について、必要な事項を検討するとともに、当該事項について市長に対し、提言を行うため、京都市地域コミュニティ活性化に関する懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 懇話会は、委員12名以内をもって構成する。

2 懇話会に座長、副座長を置く。

3 座長は、委員の互選により定め、副座長は、委員のうちから座長が指名する。

4 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 委員は、市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は委嘱の日から平成22年3月31日までとする。

(会議)

第4条 懇話会の会議（以下「会議」という）は、座長が招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

3 座長は、必要があると認めるときは、関係者の意見を聴くことができる。

4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の市職員を出席させ、その意見を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 会議は公開とする。ただし、座長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(部会の設置)

第6条 懇話会に、必要に応じ部会を設置することができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、文化市民局市民生活部地域づくり推進課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。